

障害者自立支援推進本部の設置について

1. 設置

障害者自立支援法及び障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律を踏まえ、障害者の自立の総合的な推進を図る観点から、福祉施策、雇用施策、医療施策、就労支援を含む所得保障施策等の制度横断的な関連施策の調整を行うため、厚生労働省に障害者自立支援推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

2. 推進本部の構成員

推進本部の構成員は、次のとおりとする。

本部長 厚生労働事務次官 本部長代理 厚生労働審議官
副本部長 職業安定局長、社会・援護局長
本部員 大臣官房長、総括審議官、
医政局長、健康局長、労働基準局長、職業能力開発局長、
雇用均等・児童家庭局長、老健局長、保険局長、年金局長、
政策統括官（社会保障担当）、政策統括官（労働担当）
政策評価審議官、労災補償部長、高齢・障害者雇用対策部長、
障害保健福祉部長
高齢・障害者雇用対策部企画課長、
障害保健福祉部企画課長
国立精神・神経センター総長
国立身体障害者リハビリテーションセンター総長
独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構理事長
独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園理事長
（必要に応じて本部長が指名する者（関係課長）が参加）

3. 幹事会

推進本部内に、障害者福祉施策と障害者雇用との連携に関する課題等を検討するために、幹事会を置く。

＜幹事会メンバー＞

障害保健福祉部長（幹事長）、高齢・障害者雇用対策部長、高齢・障害者雇用対策部企画課長、障害保健福祉部企画課長
（必要に応じて幹事長が指名する者が参加）

4. 事務局

事務局長 障害保健福祉部企画課長

事務局次長 高齢・障害者雇用対策部企画課長

事務局員 その他事務局長の指名する者

事務局の庶務は、高齢・障害者雇用対策部企画課の協力を得て、障害保健福祉部企画課において行う。

5. 検討事項

- ・ 障害福祉サービスと障害者雇用施策の連携の推進
- ・ 地域移行を推進するための障害者の居住環境の整備、医療計画との連携等
- ・ 就労支援を含む障害者の所得保障の確保に係る施策の在り方
- ・ 障害者の権利擁護に向けた取組み（成年後見制度利用事業等）
- ・ 障害者の定義・範囲の再検討
（発達障害や難病との関係、労災との整合性、介護保険との関係等）
- ・ 障害者、障害児の医療、職業訓練、研究等の一体的な取組みの強化
- ・ 市町村や事業者に対する広報体制の充実・強化に向けた検討

発達障害対策戦略推進本部の設置について

1. 設置

発達障害者支援法を踏まえ、発達障害者の乳幼児期から成人期までの各ライフステージに対応する一貫した支援の推進を図る観点から、医療施策、保健施策、福祉施策、就労施策等の制度横断的な関連施策の調整及び推進を図るため、厚生労働省に発達障害対策戦略推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

2. 推進本部の構成員

推進本部の構成員は、次のとおりとする。

本部長	厚生労働事務次官
本部長代理	厚生労働審議官
副本部長	職業安定局長、雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長
本部員	大臣官房長、 技術総括審議官、 政策評価審議官、 医政局長、 高齢・障害者雇用対策部長、 職業能力開発局長、 障害保健福祉部長、 政策統括官（社会保障担当）、 政策統括官（労働担当）、 医政局国立病院課長、 高齢・障害者雇用対策部障害者雇用対策課長、 雇用均等・児童家庭局保育課長、 雇用均等・児童家庭局母子保健課長、 障害保健福祉部企画課長、 障害保健福祉部障害福祉課長、 障害保健福祉部精神・障害保健課長、 国立精神・神経センター総長、 国立成育医療センター総長、 国立秩父学園園長、 国立身体障害者リハビリテーションセンター総長、 独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構理事長 （必要に応じて本部長が指名する者が参加）

3. 幹事会

推進本部内に、発達障害支援施策と発達障害者雇用との連携に関する課題等を検討するために、幹事会を置く。

<幹事会メンバー>

障害保健福祉部長〔幹事長〕、高齢・障害者雇用対策部長、高齢・障害者雇用対策部障害者雇用対策課長、雇用均等・児童家庭局母子保健課長、障害保健福祉部企画課長、障害保健福祉部障害福祉課長、障害保健福祉部精神・障害保健課長

（必要に応じて幹事長が指名する者が参加）

4. 事務局

事務局長 障害保健福祉部精神・障害保健課長
事務局次長 高齢・障害者雇用対策部障害者雇用対策課長、
雇用均等・児童家庭局母子保健課長、
障害保健福祉部企画課長、
障害保健福祉部障害福祉課長

事務局員 その他事務局長の指名する者

事務局の庶務は、高齢・障害者雇用対策部障害者雇用対策課、雇用均等・児童家庭局母子保健課、障害保健福祉部企画課及び障害保健福祉部障害福祉課の協力を得て、障害保健福祉部精神・障害保健課において行う。

5. 検討事項

- ・発達障害者の乳幼児期から成人期までの各ライフステージに対応する一貫した支援
- ・発達障害者の診断・治療
- ・児童の発達障害の早期発見等
- ・早期の発達支援
- ・発達障害児の保育
- ・放課後児童健全育成事業の利用
- ・専門的発達支援
- ・発達障害者の特性に応じた適切な就労の機会の確保
- ・地域での生活支援
- ・発達障害者の権利擁護
- ・人材育成及び普及啓発
- ・調査研究の推進